出席停止解除願い

南城市立久高小中学校 学校長 殿

小・中年	
------	--

)を受診しました。

下記のとおり、経過しましたので、出席停止解除をお願いします。

◆インフルエンザの出席停止期間

「発症日から5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」

◆新型コロナウイルス感染症の出席停止期間

「発症日から5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで」

※発症日とは、病院を受診した日ではなく、症状(発熱・頭痛・関節痛・悪寒等)が出始めた日を示します。

また、発症日は0日目となります。(発症日が不明な場合は、かかりつけの医師にご相談ください。)

- I 症状が出始めたのは、令和 年 月 日()からです。
- 2 令和 年 月 日()に(病院名:
- 3 インフルエンザ()型と診断され、(薬名:)を服薬しました。

新型コロナウイルス陽性と診断され、(薬名:)を服薬しました。

4 出席停止期間中の体温は以下の通りです。

ここまでは必ず休まなければいけない期間です。

	発症日	I 日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
月日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
曜日	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
朝	°	ပ	ပ	င	ပ	°C	$^{\circ}$	°	°	င
9	°C	°	°	°	°	°C	°C	°C	°	င

※5日経過しても、インフルエンザの場合は解熱後2日以上、新型コロナウイルス感染症の場合は症状軽快後1日以上経っていない場合は登校できません。

詳しくは裏面をご参考ください。

令和	年	月	日(١
グル		н		,

印

早わかり

インフルエンザの出席停止期間

インフルエンザと診断された場合の出席停止の 期間は、法律*で次のように定められています。

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日 (幼児にあっては、3日)を経過するまで

● 実際の例で考えてみると…

受診した日で はなく、症状 が出始めた日

発症日 0日目

発症後

1日目 2日目 3日目 4日目 5日目 5日を経過した後

•••• 発症後

発症後1日目に

発熱 解熱

解熱後 解熱後 1日目 2日目













熱が下がった

★熱が下がって2日以上たっていても 「発症後5日」を過ぎないとダメ。

解熱解熱後 解熱後 1日目 2日目

発症後4日目に 熱が下がった















★「発症後5日」を過ぎていても、 熱が下がって2日以上たたないとダメ。

※学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令(平成24年文部科学省令第11号)

新型コロナウイルス感染症の場合も、日にちの数え方は上記と同じです。

ただし、「熱が下がって2日以上」という部分が「症状軽快後 | 日以上」となります。